



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

### 意外と知らない社会保険のメリット

意外に知られていないことですが、健康保険や厚生年金、雇用保険などの社会保険にはさまざまなメリットがあります。健康保険では、基本的に3割の自己負担だけで医療を受けられることはご存じの方も多いと思いますが、他にも恩恵があるのです。例えば「出産一時金」や「出産手当金」です。

「出産一時金」は出産に際して42万円が支給されます(特定の医療機関で出産した場合は40.4万円)。この金額は1人についてなので双子の場合は2倍です。「出産手当金」は、出産のために会社を休み、給料がもらえないか、もらえてもその額が出産手当金よりも少ない場合に支給されます。期間は、出産日以前42日から出産日の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として支給されます。出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても支給されます。1日あたりの支給額は、標準報酬日額の3分の2くらいが支給されます。月給20万円の方であれば、 $20万 \div 30日 \times 2/3$ という計算で1日あたり4,400円程もらえます。

また、赤ちゃんが1歳になるまでの経済的な支援をしてくれる育児休業給付金があります。これは健康保険ではなく雇用保険の制度になります。支給要件は、雇用保険に加入していること、育児休業開始前の2年間のうち、1か月に11日以上働いた月が12か月以上あること、育児休業中に勤務先から1か月に月給の8割以上の給料をもらっていないこと、などの要件があります。支給額は最初の半年は月給の67%、半年経過後は月給の50%となります。月給20万円の方であれば、最初の半年は13万4千円、半年経過後は10万円となります。なお、配偶者の死亡や病気、離婚など特別な事情がある場合、通常は1歳までのところ、1歳6か月まで延長が可能になります。

社会保険の給付による恩恵は他にもさまざまありますが、基本的に申請主義をとっているため、知らずに損をしないよう注意したいものですね。

### 台湾との経済交流を税が後押しへ

皆さんは、日本と台湾の間に租税条約がないことはご存知でしょうか。40年以上前に、日本は中国と国交を結ぶことになり、台湾とは国交を断絶しました。国交がない場合、条約を結ぶことはできません。租税条約もその例外ではありません。そのため、現在に至るまで、税金面では非常にコストがかかる間柄でした。現在、経済規模としては、お互いベスト5に入る貿易パートナー同士となり、経済界からは租税条約の締結が渴望されていました。

そこで、租税条約の締結は無理ですが、日本の「公益財団法人交流協会」と台湾の「亜東関係協会」との2つの民間交流団体の取り決めとして「日台民間租税取決め」が作成され、昨年11月に署名がされました。

ただ、これは法律ではないため、このままでは何の効力もありません。そこで、日本の国内税法が平成28年税制改正で整備され、この度、政令も公布されました。今後は、台湾での国内手続きを経て、発効となりますが、早く平成29年から適用されることとなります。

「日台民間租税取決め」により、配当・利子・使用料の源泉税の税率が引き下げとなります。これまで、日本では、15%~20%課税されていた配当・利子・使用料が、10%に軽減されます(政府・中央銀行等の利子は免税)。また、租税条約では一般的な相互協議の規定も盛り込まれ、二重課税の解消が期待されます。

この制度により、日台間がこれまで以上に経済交流が促進されると見込まれています。それだけでなく、中国と台湾との間で昨年租税に関する合意をしたことを受け、日台中3か国間の経済交流がより促進されることも期待されています。